

兵庫県公報

平成22年3月9日 火曜日 第2164号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定の予定通知（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	5
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	6
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	9
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（同）	9
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	10
公 告	
○ 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（広報課）	10
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	12
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	13

告 示

兵庫県告示第247号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 名 称 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 |
| | 所在地 | 神戸市中央区籠池通4丁目1番23号 |
| | 認定年月日 | 平成21年12月15日 |
| | 認定の有効期限 | 平成24年12月14日 |
| 2 | 名 称 | 神戸海岸病院 |
| | 所在地 | 神戸市中央区磯辺通1丁目1番28号 |
| | 認定年月日 | 平成22年3月7日 |
| | 認定の有効期限 | 平成25年3月6日 |
| 3 | 名 称 | 市立川西病院 |
| | 所在地 | 川西市東畦野5丁目21番1号 |
| | 認定年月日 | 平成22年2月3日 |
| | 認定の有効期限 | 平成25年2月2日 |



兵庫県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

見土呂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 本 啓 三	加古川市上荘町見土呂460番地の 2
同	岸 本 敏 雄	同 市上荘町見土呂528番地
同	大 山 吉 政	同 市上荘町見土呂388番地
同	大 西 博 一	同 市上荘町見土呂465番地
同	三 柳 幸 男	同 市上荘町見土呂537番地
同	山 河 永 侖	同 市上荘町見土呂312番地
同	大 西 廣 次	同 市上荘町見土呂260番地
同	大 西 繁 樹	同 市上荘町見土呂399番地
同	柳 武 保	同 市上荘町見土呂238番地の 2
同	岸 本 利 明	同 市上荘町見土呂517番地
監 事	大 西 輝 孝	同 市上荘町都染378番地
同	早 野 平之輔	同 市上荘町見土呂329番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 本 啓 三	加古川市上荘町見土呂460番地の 2
同	岸 本 敏 雄	同 市上荘町見土呂528番地
同	大 山 吉 政	同 市上荘町見土呂388番地
同	大 西 博 一	同 市上荘町見土呂465番地
同	三 柳 幸 男	同 市上荘町見土呂537番地
同	山 河 永 侖	同 市上荘町見土呂312番地
同	大 西 廣 次	同 市上荘町見土呂260番地
同	大 西 繁 樹	同 市上荘町見土呂399番地
同	柳 武 保	同 市上荘町見土呂238番地の 2
同	岸 本 利 明	同 市上荘町見土呂517番地
監 事	大 西 輝 孝	同 市上荘町都染378番地
同	早 野 平之輔	同 市上荘町見土呂329番地



兵庫県告示第249号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町越坂字城山1027、1028、1031の 1 から1031の 3 まで、1031の 5、字牛ヶ峰1092、1093
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第250号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町岸田字下肥前畑3834の6、3834の8、3834の10、3834の11、3834の13、3834の14
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第251号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町中辻字打置1131の1、1133(次の図に示す部分に限る。)、1133の1、字ス谷1189、1189の1、1213の1から1213の3まで、字岩後谷1337、1337の1、1348、1368、1373の1、字大関谷1400の2、1400の3
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第252号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町森本字岩淵592、593、字家ノ奥1166、1167、1167の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノ奥1166・1167（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第253号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町下塚字助谷220から222まで、223の1から223の4まで、224、225、226の1、226の2、227、227の1、227の2、228から230まで、230の1、231、232、232の1、233の1、233の2、234から237まで、237の1、238の1、238の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字助谷220・236・237（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、221、222

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第254号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町薬王寺字西谷47の2・47の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第255号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社明石工場
 明石市大久保町西脇152
 工場長 大 内 直
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社明石工場
 明石市大久保町西脇152
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	10号口 洗浄施設	
能	力	200個/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後20日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 18時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8～6.8	5.8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7以下	7
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7以下	7
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10以下	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	2	2

	り ン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		136	136

備考 当該施設使用時は、既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 3月 9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第256号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
㈱平島興産 代平島 清治	神戸市東灘区本庄町3-7-22	般-19 第110649号	一般	建築工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年3月25日
神鋼E N & Mサー ビス(株) 代西山 裕章	同 市灘区岩屋北町4-5-22	般-21 第110265号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月1日
富樫工務店 代富樫 正美	同 市同区灘北通9-2-9	般-17 第104680号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月9日
㈱幸神 代福本 信江	同 市中央区雲井通1-1-1	般-17 第114622号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成18年3月11日
㈲ペアエンタープ ライズ 代橋本 正伸	同 市同 区御幸通3-2-28	般-20 第113038号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年11月20日
㈱小林湘雲堂 代小林 秀行	同 市兵庫区荒田町1-7-18	般-18 第100337号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年10月2日
クリタ・ケミカル 兵庫(株) 代倉本 明秀	同 市同 区御崎町1-2-1	般-19 第114983号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年8月1日
㈲リバーシーリン グ工業 代川村 政義	同 市同 区大開通8-1-6	般-17 第112117号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月8日
㈱関西クリーナー 代松本 雄次	同 市同 区湊町2-4-17	般-19・21 第115031号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月1日
㈱フジケン 代清水 哲	同 市長田区荻藻島町2-2-22	般-19 第109522号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年10月19日
岡村電気設備 代岡村 健二	同 市同 区鶯町4-2-8	般-20 第115210号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年11月24日
㈱ワイエス創建 代櫻木 茂起	同 市須磨区大池町5-12-7	般-17・18・ 19 第114710号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月1日

㈱大和 代石川 周一	同 市垂水区下畑町 488-4	般-19 第114938号	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成19年6月22日
アクティブジャパン(株) 代中嶋 孝司	同 市西区竜が岡1-7-1	般-18 第113752号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月20日
㈱福田組 代福田 和夫	尼崎市水堂町2-4-9	般-20 第217686号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年9月1日
㈱井上建設 代井上 博継	同 市神田中通8-280	般-18 第206965号	一般	土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月20日
㈱北川工務店 代北川 則行	同 市南塚口町5-5-21	般-16 第204141号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月1日
㈱平成建設 代平山 次郎	同 市栗山町2-21-29	般-20 第216979号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月7日
石山土木 代石山 春子	同 市水堂町2-22-14	般-16 第210341号	一般	塗装工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月14日
㈱川装 代川添 智子	西宮市今津巽町4-40	般-17 第216368号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年9月20日
㈱井上総合土木 代井上 義章	伊丹市森本1-1	般-18 第214839号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年11月30日
㈱西網工務店 代西網 義治	同 市宮ノ前3-5-7	般-18 第200332号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月25日
㈱美和 代梶本 一裕	同 市荻野5-214	般-20 第301870号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
㈱秋田組 代山本 鐘徳	宝塚市安倉中2-13-2	般・特-19 第206306号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年11月20日
嶋崎建設 代嶋崎 正直	同 市南ひばりガ丘3-19-15	般-18 第301630号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月25日
大幸 代江寄 幸吉	加古川市尾上町養田 431-8	般-15 第405430号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成18年5月31日
㈱カナダ 代金田 庄三	西脇市下戸田270-23	般-16 第350801号	一般	建築工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	平成21年1月1日
㈱藤本工務店 代藤本 和敬	加東市野村939	般-18 第350047号	一般	土木工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 年3月31日
㈱アイデク 代武内 都	姫路市延末318	般-18・19 第460229号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月4日

㈱関西リベラル 代古谷 俊明	同 市余部区上余部 144-1	般-19 第458047号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月25日
㈱みなとや造園土 木 代湊谷 繁	相生市竜泉町263-32	般-19 第551409号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年7月31日
㈱岡村住建 代岡村 雅章	たつの市新宮町新宮 560	般-18 第502410号	一般	土木工事業、建築工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月17日
㈱ダイゴ 代山中 英司	宍粟市山崎町庄能379 -1	般-19 第502829号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月1日
共同建設㈱ 代井口 昭己	赤穂郡上郡町井上163 -3	特-17 第550610号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月30日
播磨建設㈱ 代信金 一志	同 郡同 町井上208 -1	般-19 第550332号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
寺本土建 代寺本 正	佐用郡佐用町林崎58	般-16 第550449号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年5月13日
常田設備㈱ 代常田 敏朗	豊岡市上鉢山808	般-18 第650571号	一般	電気工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 年8月31日
佐々木工業 代佐々木 勉	同 市法花寺292	般-17 第650999号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、管工事業、 水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月15日
㈱アイテック西岡 代西岡 廣昌	美方郡香美町村岡区福 岡1073-6	般・特-17 第700391号	特定	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月1日
沢田工務店 代沢田 俊雄	同 郡同 町香住区鑑 372	般-19 第700553号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月30日
㈱北村組 代田中 一	同 郡同 町村岡区長 瀬339	般-18 第700434号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事 業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈱西山工務店 代西山 嘉一	同 郡同 町香住区森 499	特-17・21 第700390号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年12月1日
垣崎建設 代垣崎 幸宏	丹波市柏原町柏原5031	般-17・19 第751790号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、水道施設工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年12月31日



兵庫県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.5.17号城北線
- 3 事業施行期間
変更前 平成13年1月23日から平成22年3月31日まで
変更後 平成13年1月23日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.5.509号新在家線
- 3 事業施行期間
変更前 平成20年4月8日から平成22年3月31日まで
変更後 平成20年4月8日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第259号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨阪神北
県民局長から報告があった。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
 - 商号又は名称 有限会社西野商店
 - 代表者氏名 西 野 富佐雄
 - 事務所所在地 宝塚市川面5-10-43-2階
 - 免許番号 兵庫県知事(2)第203406号
 - 免許年月日 平成17年3月2日
- 2 処分の内容
免許の取消し



兵庫県告示第260号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 名称 株式会社富啓
 - 代表者の氏名 新 井 富 夫
 - 住所 西宮市今津水波町2-26

- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 パーラートップワン
 所在地 西宮市今津水波町181他30筆
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成22年3月9日から同月23日まで



兵庫県告示第261号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合の事業計画の変更を平成22年2月23日に認可した。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

告 示

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

平成22年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成22年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 趣旨
 兵庫県（以下「県」という。）及び県関係団体が発行する広報刊行物の質的な向上を図る「広報デザイン室」の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。
- 2 企画提案コンペの概要
 - (1) 名称
 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ
 - (2) 方法
 広報刊行物の紙面構成に対する提案及び業務の実施体制に関する提案を求める。
 - (3) 提案の対象
 - ア 広報刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案
 （別途修正する広報刊行物を配布する。）
 - イ 業務の実施体制に関する企画案
 - (4) 主催者及び事務局
 - ア 主催者
 県
 - イ 事務局
 兵庫県企画県民部知事室広報課企画調整係
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）
 電話（078）362-3018（直通） F A X（078）362-3903
 E-mail:kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp
- 3 応募者の資格
 企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。
 - (1) 広報刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙（誌）面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
 - (2) 広報刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言できること。
 - (3) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
 - (4) 上記(1)から(3)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県企画県民部知事室広報課長（以下「広報課長」という。）が指定する場所及び日時に2名以上派遣できること。
 - (5) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
 - (6) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。

- (7) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。
- 4 応募手続
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布方法
平成22年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項（以下、「募集要項」という。）は、事務局において配布する。
- イ 配布期間
平成22年3月9日（火）から同月15日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 応募図書の受付
- ア 受付方法
事務局に持参すること。
- イ 受付期間
平成22年3月16日（火）から同月23日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続
- (1) 質疑
- ア 質疑の方法
所定の質疑応答用紙（様式1）により、事務局に郵送、メール又は持参すること。
- イ 質疑受付期間
平成22年3月9日（火）から同月16日（火）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 回答
平成22年3月18日（木）までに質疑者に郵送する。
- 6 応募図書等
- (1) 応募図書
- ア 応募申込書（様式2）
- イ 法人概要
- ウ 修正案の作品（6部。そのうち5部はカラーコピーも可。）
- エ 修正案の説明書
- オ 業務実施体制の企画案
- カ 受託予定業務に係る見積書
審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。
- (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (3) 応募図書の提出後の取扱い
- ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用
応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び発表の方法
- (1) 審査及び選考方法
提案内容の審査及び当選者の選考に当たる選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。
なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めることがある。
- (2) 当選者等の通知
応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。
- 9 当選者の当選後の取扱い
所定の手続を経た後、当選者に平成22年度における広報デザイン室業務を委託する。
- 10 その他の応募条件等
募集要項による。
- ~~~~~

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日 平成22年 2月19日
- 2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人中国文化と茶を楽しむ会
- (2) 代表者の氏名 出 田 恵美子
- (3) 主たる事務所の所在地 神戸市西区北別府4丁目2091番地の12
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般に対して中国茶と漢詩を通じた中国文化の普及と文化交流の推進に関する事業を行い、精神的に豊かな生活を送ることのできる地域社会づくりに寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成22年 2月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人淡路倶楽部
- イ 代表者の氏名 山 本 利 章
- ウ 主たる事務所の所在地 淡路市大谷877番地の2
- エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対してラグビーの普及を図り、各種研究会や講習会等のラグビースクールを開催し、スポーツを通じて地域社会との交流に寄与することを目的とする。

- 2 (1) 申請のあった年月日 平成22年 2月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人あすなる
- イ 代表者の氏名 藤 田 行 敏
- ウ 主たる事務所の所在地 三田市三輪1丁目8番11号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障がい者に対する一般市民の理解を深め、相互に認めあい支えあう豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

- 3 (1) 申請のあった年月日 平成22年 2月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人明石海峡振興会
- イ 代表者の氏名 永 井 達 也
- ウ 主たる事務所の所在地 明石市松江353番12号
- エ 定款に記載された目的

この法人は明石市とその周辺地域住民に対して、バレーボールチームの育成、スポーツ教室・大会の

開催運営、明石の歴史、文化、芸術の伝承と多世代交流、並びに地域の製品の普及推進と地域内外の交流促進に関する事業を行い、「明石」を中心として、スポーツや多方面における地域活動を通して、青少年の心身の健全な育成と地域の大きいなる発展に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成22年 2月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人セカンドライフ・ネット

イ 代表者の氏名 羽 尾 利 恵

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市武庫之荘東 1丁目23番 1号

エ 定款に記載された目的

この法人は高齢者を対象としてコミュニティスペースの提供、イベント等の開催並びに高齢者を対象としたIT支援・パソコン指導事業を行い、高齢者に「心の満足を得る時間」を提供することにより高齢化を迎える地域社会づくりに寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成22年 2月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人社会保健団体心友会

イ 代表者の氏名 魯 正 好

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区元町通 5丁目 2番 3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者と障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、高齢者、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市松浜町42番 1の一部、42番 2の一部、42番 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区有楽町一丁目 1番 2号

株式会社三井住友銀行 代表取締役 相 京 重 信

3 許可年月日及び許可番号

平成21年 3月 6日

兵庫県指令神南（建）第 1－ 5－ 2号（20芦屋）